

行政書士やまなし

令和2年8月 第103号



会則、施行規則の変更について解説

スペシャル トピック

農業経営基盤強化進法を活用した
農地の所有権移転について

写真提供：笛崎市 桂田有香



山梨県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

CONTENTS

- 01 会長挨拶
- 02 日本行政書士会連合会 会長 常住 豊様より
- 03 羽田副会長 挨拶
- 04-05 総会の報告
- 06-19 会則、施行規則の変更について解説
- 20-24 農業経営基盤強化促進法を活用した農地の所有権移転について
- 25 国際部より
「山梨県外国人材企業相談センター」アドバイザー活動報告
- 26 新型コロナウイルスに関連した無料電話相談の報告
- 27-30 Web会議ソフト「Zoom」の解説
- 31 叙勲及び褒章のお知らせ、事務局より
- 32 新入会員紹介
- 33 退会会員報告など

表紙写真の説明

フルーツ王国である山梨県。その中でも南アルプス市の桃生産は古い歴史を持っています。おいしそうな桃を満面の笑みで摘み取る桃狩りが一刻も早く日常の中に戻ってきますように。

「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に 求められる資格者への変革を

山梨県行政書士会
会長 有賀 一雄



盛夏の候、関係各位には、ご清祥にてお過ごしのこととお慶びを申し上げます。また平素は、山梨県行政書士会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症が、本邦だけでなく世界中のさまざまな活動に多大な影響を及ぼしています。人と人との対面でのコミュニケーションを断ち、経済活動の自粛を強いられたことで、私たちの生活様式は一変してしまいました。今回のようなパンデミックに対して十分な備えが出来ていた方々はほとんどいないのではないかと思います。終息の見通しはいまだ不透明ですが、ワクチン等の開発や「集団免疫」を達成しない限り、感染拡大を繰り返す可能性は高く、しばらくは新型コロナウイルスと共に存していくかなければならない「with（ウィズ）コロナ」時代を迎えることになります。

一方で、新型コロナは社会をデジタル化へと突き動かし、「after（アフター）コロナ時代」を見据えて、政府が推進するデジタル・ガバメントや民間企業の「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の取り組みも加速度的に進捗する気配を見せ始めています。こうした事象を追認するよう、6月下旬には、内閣府、法務省、経済産業省より、デジタル化の障害と指摘されている押印慣行について、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう「押印についてのQ & A」が発表されたところでもあります。押印慣行も例外なく電子化し、行政の生産性向上をも必須とした時流に、これから当職らに求められるものは何なのかをしっかりと見定めていく必要があります。今、まさに「アフターコロナ時代」に必要とされる変革への覚悟が求められています。

こうした背景の中、当会においても、組織及び事務局の合理化、生産性向上を銳意推進してきたところですが、今後は更なるデジタル化を進めていく所存です。会員の皆様にもリモート研修、Web会議、事務連絡の100パーセント電子メール化等の諸施策にご理解とご協力をお願いしたいところです。加えて、令和3年2月22日には、行政書士制度70周年を迎えます。当会におきましても、会長直轄のプロジェクトチームを立ち上げて、各種記念事業を推進していく所存です。会員の皆様にも、是非とも積極的に関与していただきたくお願ひ申し上げます。

最後に、残炎の折柄、皆様にはご自愛専一にご精励いただくとともに、引き続き本会の運営にご理解とご協力を賜りますようお願ひ申し上げ、ご挨拶に代えさせて頂きます。

国民の権利利益の実現を目指して

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊



平素より、有賀一雄会長を始め、山梨県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に対し、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

加えまして、貴会におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた国民及び企業に対する支援として、無料電話相談窓口を設置するなど迅速な支援活動を行っていただき、心より御礼申し上げます。

さて、本年度、日本行政書士会連合会では“共生”をキーワードとして各種事業を推進してまいります。地域密着型の法律専門職として、外国人関連業務や成年後見事業などに取り組んできた実績を生かし、明るい未来を創造する共生社会の実現に寄与してまいりたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に拠る影響への対策に関して、現在、国や地方自治体では、感染拡大の影響により危機的状況にある国民の生活支援、企業等への事業支援に関する施策の拡充が進められています。先般の法改正により、「国民の権利利益の実現」が明記されましたが、まさに今こそ、行政手続に精通した身近な街の法律家として、国民の皆様に寄り添い、サポートを行っていくべきであると考えます。特に、持続化給付金の申請につきましては、行政書士がこれを業務として行える唯一の国家資格者であり、当該制度を所管する中小企業庁からも特段の協力要請を受けているところです。不正な申請代理を行い過大な報酬を請求するような民間業者から国民を守るためにも、電子申請に不慣れな方を助け、行政書士が適切な申請を行い、行政の円滑な推進に寄与しつつ、迅速な給付につなげる必要があります。

本会といたしましては、引き続き、関係各所に対し、行政書士の活用を精力的に働きかけてまいります。貴会会員の皆様におかれましても、感染予防に留意しながら、積極的に持続化給付金等に関する業務に取り組み、中小企業等の事業継続を支えていただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

令和3年2月22日には行政書士制度が70周年を迎えます。先達の思いを受け継ぎ、会員の皆様が各地域においてより一層活躍できるよう、更なる制度の充実を図ってまいります。

引き続き「国民の権利利益の実現」に向けて、現場の声を大切にしながら、ますます国民の皆様に信頼され、期待される行政書士制度の確立を目指してまいります。今後とも、貴会及び貴会会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

ご挨拶

山梨県行政書士会
副会長 羽田淳一



スーパーコンピュータ「富岳」の名称は、富士山の高さが性能の高さを、裾野の広がりがユーザーの拡がりを意味しているとのこと。日頃から富士山の裾野の広さを知る山梨県民として、様々な領域での活用に向けた開発関係者の思いが、親しみを持って感じられるような気がします。

例年、多くの登山者で賑わう夏の富士山ですが、今年は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、すべての登下山道が閉鎖されています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、暮らしまもビジネスも大きな変化を強いられ、一つの転換点を迎えたと言えます。新しい生活様式を取り入れつつ、蔓延するウイルスと何とか上手く付き合っていかなければならない状況にあります。

急激な変化に戸惑う社会の中にあっても、行政書士法の目的に明記された「国民の権利利益の実現」に資するべく、高い規範意識に基づき、質の高いサービスを提供できる専門職でありたいと思います。

厳しい経済情勢を乗り越えるべく、各方面で試行錯誤が繰り返されていますが、これまでと異なる観点からの事業が創出される面もあるでしょう。各種許認可に関するものを中心に一万種類を超えるとされる書類を取り扱う行政書士としては、高い専門性、幅広いサポート力、アクセスの容易さなどの持ち味を発揮する場面も増えてくると思います。

人的接触距離の確保が必要となり、都市部の企業を中心にリモートワークが拡大するなど、仕事の進め方も様変わりしつつあります。これまでも行政手続の電子化やIT活用の取り組みがなされてきましたが、今後、業務の進め方の多様化、電子化が加速することは間違いないでしょう。デジタル・ガバメント推進に伴い、電子申請における行政書士による代理申請システムの充実も図られていくことが見込まれます。

これまで長きに亘って、時流に乗り、ツールを使いこなし、行政書士業務の充実を図ってきた流れがあります。正確・迅速な業務遂行を推進し、情報格差の是正のための役割を担うべく、確かな備えを重ねていかないとなりません。

改正行政書士法の下、より質の高いサービスの提供を、そして誰からも、幅広い分野で活用される実務家であること、という思いをこれからも共有できたらと思います。



羽田副会長の撮影による富士山

令和2年度 定時総会および政治連盟定期大会を開催

本年度の定時総会は、令和2年5月14日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言が解除されてから2週間後の5月29日（金）の開催となり、本会にとっては感染予防対策を講じた初の定時総会となりました。今回の会場、ベルクラシック甲府では、受付での検温から始まり、会場は1卓に1名ずつ座りスペースを空けるなどの対策がとられた他、議事についてもなるべく短時間で審議が行えるよう事前の準備がされました。

林洋希議長の議事進行により、政治連盟の定期大会の議案も併せ、全ての議案が原案通り滞りなく承認されました。議事終了後の懇親会はなく、静かに解散となった今回の定時総会でした。



受付で検温する様子



マスク姿で議事を進める林議長

以下に承認された議案の内容を簡単にまとめます。

[山梨県行政書士会定時総会]

- 第1号議案 令和元年度事業報告の承認にかかる件
- 第2号議案 令和元年度一般会計及び特別会計収支決算の承認にかかる件（監査報告）
- 第3号議案 山梨県行政書士会会則の一部改正にかかる件
- 第4号議案 令和2年度事業計画案の承認にかかる件
- 第5号議案 令和2年度一般会計及び特別会計収支予算案の承認にかかる件
- 第6号議案 綱紀委員の選任にかかる件
　　綱紀委員 小俣芳久（東部・富士五湖支部）
- 第7号議案 日本行政書士会連合会定時総会代議員の選任にかかる件
　　代議員 羽田淳一（甲府北支部） 代議員 両角英裕（甲府南支部）

[山梨県行政書士政治連盟定期大会]

- 第1号議案 令和元年度活動報告の承認にかかる件
- 第2号議案 令和元年度収支決算の承認にかかる件（監査報告）
- 第3号議案 令和2年度活動方針案の承認にかかる件
- 第4号議案 令和2年度収支予算案の承認にかかる件

第5号議案 日本行政書士政治連盟定期大会代議員の選任にかかる件

代議員 羽田淳一（甲府北支部） 代議員 両角英裕（甲府南支部）



1卓に1名ずつの配置



十分にスペースを取った配置

今回、感染予防対策がとられたことにより、表彰者へ賞状の授与が割愛されました。受賞されました会員に敬意を表しこちらにご紹介します。

※敬称略



日本行政書士会連合会会長表彰者

4名

砂 原 紘 一（甲府北支部）

羽 田 淳 一（甲府北支部）

宮 川 安 美（甲府南支部）

安 藤 洋 一（東部・富士五湖支部）



日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰者 4名

神宮司 公 三（甲府北支部）

田 中 邦 司（甲府北支部）

矢 崎 健 吾（甲府北支部）

渡 邊 淳（東部・富士五湖支部）



山梨県行政書士会会長表彰者

5名

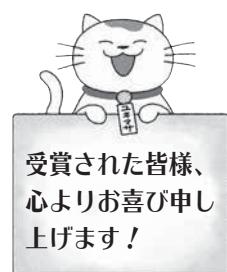
石 川 範 子（甲府南支部）

田 中 美 奈（甲府南支部）

丹 澤 正 輝（甲府南支部）

深 澤 友 貴（甲府南支部）

山 岸 啓（峠西南支部）



受賞された皆様、
心よりお喜び申し
上げます！

綱紀委員会等に係る会則の一部改正等について

法規監察部

1 はじめに

山梨県行政書士会会則の一部を改正する会則（以下「改正会則」という。）案は、本年5月29日開会の山梨県行政書士会令和2年度定時総会において全会一致により可決された。これをもって、同日付で、会長名で山梨県知事に対し、行政書士法（以下「法」という。）第16条の2の規定により、行政書士法施行規則第16条に規定する関係書類を添えて、山梨県行政書士会会則変更認可申請書を提出した。施行日は、改正会則附則第1項で知事が認可した日からと規定した。

これを受け、知事は、本年6月16日付けの指令を本会あてに発出して、申請のとおり規則の変更を認可した。これにより改正会則は成立し、この日をもって施行した。

改正会則は、本会会員行政書士の綱紀保持が透明な手続のもと厳格かつ公正に行われることを確保し、これにより本会行政書士からサービスを受ける者の利益保護が図られるよう制度を充実させ、併せて所要の改正を行ったものである。

行政書士法

（会則の認可）

第16条の2 行政書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、行政書士会の事務所の所在地その他総務省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

行政書士法施行規則

（行政書士会の会則の認可）

第16条 行政書士会は、法第16条の2の規定による認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一 認可を受けようとする会則

二 会則の変更の認可を申請する場合には、その変更が会則の定めるところによりなされたことを証する書面

以下、本稿において、改正会則及びそれに関連した規則等の改正について、当部が主体的に関わった作業を紹介することで、会員のさらなる理解と適切な運用がなされることを期待したい。

なお、当部において改正会則などの法制作業をするにあたって参考とした本会における綱紀委員制度改革に関する過去を知るための資料は、作業を命じられた当初（令和元年6月）において事務局長（当時）から手交されたもの（改正経緯書、改正審議要旨、他団体の関係法規など）によったこと、本稿は、知事の改正会則認可の直後時点での執筆であり、今後における理事会での規則等の制定改正などは予定として記述したものであること、本稿中意見等にわたる部分は当部の意見及び見解にとどまるものであることをあらかじめお断りしておく。

2 改正会則を制定するに至った経緯

（1）本会内部での動き

・平成30年3月

綱紀处分の手続きの透明性を図るため、綱紀委員会委員長から綱紀委員会の運用について規定を整備する必要があり、綱紀委員運用規則の制定の必要性を指摘された。

・平成30年5月29日

この日開会の定時総会において、綱紀委員会の運営に関する規定の制定を求められた。

・平成30年6月15日

この日施行された会則の一部改正により、綱紀委員が理事会選任から総会選任になった。このことに伴い、綱紀委員の選出規程の整備をする必要が生じた。

（2）県からの調査・照会、依頼（上記本会内部での動きとは別に）

・平成30年7月10日

山梨県知事は本会会長（前職）に対して、綱紀委員会の運営について行政手続法等に基づく調査、照会をした。これは本会会員から、綱紀委員会の運営についての規範が確立しておらず、綱紀案件の処理手続に客觀性、公正公平性、透明性及び独立性が十分確保されていない等の申し出があったことによるものである。

・平成 30 年 8 月 10 日

会長は、知事からの行政手続法等に基づく調査、照会に対し、「綱紀委員会運営規則（仮称）等の制定を予定している。」旨を回答した。

・平成 30 年 9 月 14 日

行政書士法第 18 条の 6 の規定により知事は行政書士会の監督機関であるとされているところであるが、知事は公文書をもって会長に対し、遅くとも平成 31 年 6 月までに、綱紀委員会の運営等に係る規程の整備等を成すよう指示した。（資料 1）

(3) 綱紀委員会運営規則等検討特別委員会の設置と理事会での審議

・平成 30 年 8 月 30 日

理事会承認を得て、「綱紀委員会運営規則等検討特別委員会」を設置した。委員会は、副会長 2 名、総務部長、業務部長、組織改善対策委員長、綱紀委員長、綱紀予備委員（総務部法規担当）の 7 名で構成した。

・綱紀委員会運営規則等検討特別委員会は計 4 回開催され、規則案のとりまとめがなされた。

・規則案は第 3 回理事会（平成 30 年 11 月 20 日開催）及び第 4 回理事会（平成 31 年 3 月 26 日開催）において審議を重ねたが、集約に至らず継続審議とされ、この時点までに規則成立を得ることはなかった。

(4) 以上までの間において検討した主な事項

ア 規則制定

- ① 綱紀委員選出規定の整備
- ② 委員会の職務の明確化
- ③ 委員会の調査、調査権の範囲の明確化
- ④ 会員の調査受任義務の明記
- ⑤ 調査方法の検討（調査員の指名）について
- ⑥ 調査の実施方法、弁明の付与
 - ・弁明の機会の付与、聴き取りについて
 - ・弁明当事者に対しあらかじめ通知、教示すべき事項
 - ・被調査会員への通知方法
- ⑦ 弁明当事者が弁明準備のために閲覧できる文書
- ⑧ 弁明手続き実施後の整理方法（録取書の作成方法）
- ⑨ 定足数、議決について
- ⑩ 会則施行規則第 27 条第 3 項に定める文書の種類の明確化
- ⑪ 会議録の署名人について
- ⑫ 調査中の訴訟等による調査の打切りについて
- ⑬ 記録の保存、委員会の取扱った秘密文書の管理方法

イ 会則の改正

- ① 処分決定権者の明定
- ② 処分決定についての理事会の報告

ウ 会則施行規則の改正

- ① 委員会の職務の明確化
- ② 韻齣・矛盾条項の整理

(5) 山梨県担当課長からの指導と新たな体制での取組み

・平成 31 年 2 月 20 日

知事部局において本会の指導を分掌する行政経営管理課課長から会長あてに本会の運営の更なる改善の推進について次の趣旨の指導が文書をもってあった。（資料 2）

① 各種ハラスメントの防止対策の重要性について

コンプライアンスを怠ることなく、各種ハラスメントの未然防止対策に留意すること。

② 会員の綱紀保持の推進に向けた適正手続の重要性について

現下の綱紀委員会運営規則等の制定を端緒として、会員行政書士の綱紀保持が透明な手続きのもと厳格かつ公正に行われることを確保すること。

- ・令和元年 5 月 30 日
　綱紀委員会に関する法規の制定、改正について、この日開会の定時総会までに実現することは叶わなかつた。
　この日の定時総会において、任期満了に伴う役員（会長、副会長、理事、監事）及び綱紀委員、その予備委員の改選がなされた。
- ・令和元年 6 月 27 日
　この日開会の理事会において、山梨県行政書士会会則施行規則中業務組織の部に関する規定を改正し、総務部法規担当と監察部を合併し新たに法規監察部を設置した。
- ・令和元年 6 月 28 日
　会長（現職）は、知事に対して綱紀委員の運営等に係る規程の整備等について次の主旨の文書を発出した。（資料 3）
 - ① 知事からの平成 30 年 9 月 14 日付けの指示に対して、綱紀委員会運営規則等検討特別委員会を設置して銳意審議してきたところであるが、未だ継続審議となっていること。
 - ② 新設の法規監察部において会員の指導の適正化を一層推進するとともに、整備を要する規程等の案については同部を中心に検討させ、本年度中に理事会で承認を求め、関係する会則の改正については令和 2 年度の定時総会において提案すること。

3 改正の切迫性

行政書士会は、行政書士法第 18 条の 6 の規定などにより、都道府県知事の監督の下にある。

**行政書士法
(監督)**

第 18 条の 6 都道府県知事は行政書士会につき、総務大臣は日本行政書士会連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行なう業務について勧告することができる。

前述のとおり、会長は知事から、平成 30 年 9 月 14 日付けで、遅くとも平成 31 年（令和元年）6 月までに、綱紀委員会の運営等に係る規程の整備等を成すよう指示されたところであるが、これを実現することはできなかつた。そこで、指示された期限の令和元年 6 月に、会長は知事に対し、法規監察部を新設し法規案を起草させ、規則等については理事会に承認を求め、必要な会則の改正については令和 2 年度の定時総会（会則第 30 条第 2 項「定時総会は、毎会計年度終了後 3 箇月以内に開催する。」通例によれば令和 2 年 5 月中に開会）において提案することを約し、期限の 1 年延期を求める文書を発出した。県は、これを口頭で了解した。

以上のことから、令和 2 年度定時総会には会則の改正を、その前後には規則等の制定改正を遂げなければならない責務を本会は自らに課したものである。コロナ渦の混乱にこの期限時が重なったとしても、可能な限りこれを実行しなければならない最優先性、切迫性を有していたところである。

4 改正会則等の案を起草するにあたってのコンセプト

法規監察部の基本的任務は、本会の機関及び会員に対してコンプライアンスの基本理念を浸透させ実行を図ることである。

関係法令とともに、本会の総会及び理事会が主体的に定めた規範としての会則、規則等を本会の組織及び会員が自律して遵守する風土形成の先導者となることでもある。

これを踏まえ当部は、改正会則等の案を起草するにあたって、綱紀委員会に関する法規の改正作業コンセプトを次のように定めた。

- (1) 先進行政書士会の例を参考にしながら、本会においても適時的確な法規とすること。
- (2) 本会における法規体系を俯瞰して、組織内法治主義が貫けるようにすること。
- (3) 従前案の各条文を各法規段階（会則 ⇄ 規則 ⇄ 規程 ⇄ 細則）に見合ったものに位置づけ直すこと。

根本規定 = 会則で

基本規定 = 施行規則で

実務規定 = 規程で

- (4) この改正による会則、規則の一部改正及び規程制定に併せて、必要な会則、規則の一部改正も行うこと。

5 制定改正法規の相関関係

- (1) 法規改正等スケジュールを次のように想定した。
(令和 2 年)

- ① 定時総会の日までの間に
 - ・理 事 会 (法規案件)・会則施行規則の一部改正案 議決 (綱紀委員の数を 7 人から 8 人に)
 - ・会 長 一部改正会則施行規則の施行を公表
- ② 定時総会の日 (5月 29 日)
 - ・定時総会 (人事案件)・追加綱紀委員 選任
(法規案件)・一部改正会則案 議決
- ③ 定時総会の日以降速やかに
 - ・会 長 知事に一部改正会則 認可申請
- ④ 知事から一部改正会則 認可 (同日付けで施行)
- ⑤ 知事の認可後 (一部改正会則施行後) 速やかに
 - ・理 事 会 (法規案件)・会則施行規則の一部改正案 議決
 - ・綱紀委員会執務規程の制定案 議決
 - ・役員選任規則の一部改正案 議決
 - ・選挙管理委員会執務規程の制定案 議決
 - ・会 長・議決・施行された規則及び規程を公表
 - ・最初の綱紀委員会を招集し、委員に改正内容を教示
 - ・知事からの平成 30 年 9 月 14 日付け指示への報告

(2) 制定改正法規の施行順序、関係性は次のとおりである。

- ① 山梨県行政書士会会則施行規則の一部改正
 - ・会則施行規則第 26 条第 1 項で、綱紀委員の数を 7 名としていたところ、各支部の支部会員数と支部別選出綱紀委員数の権衡を考慮し 8 名とした。
 - ・これにより増員となる綱紀委員は、この改正規則に施行直近の総会において、東部・富士五湖支部に属する個人会員で本会の役員でない者の中から同支部長が指名する者を候補者として選任することとした。
 - ・この改正規則は、改正規則案を審議した理事会を開会した日、令和 2 年 3 月 24 日に施行した。
- ② 山梨県行政書士会会則の一部改正
 - ・まず、本会における最高位法規である会則の一部改正を行う。
 - ・改正理由 本会会員行政書士の綱紀保持が透明な手続のもと厳格かつ公正に行われることを確保し、これにより本会行政書士からサービスを受ける者の利益保護が図られるよう制度を充実させ、併せて所用の改正を行う必要がある。
 - ・主な改正点
 - ア 本会の委員会として綱紀委員会と選挙管理委員会を置くこととし、その事務と委員の選任方法などの骨格を定めた。
 - イ 会長の会員の業務状況に関する調査権限及び会員への指導権限を明記した。
 - ウ 会員を処分する場合の厳格な手順及び公表について定めた。
 - ・附則において、現に綱紀委員又は選挙管理委員である者（先に施行した会則施行規則の一部改正規則の規定及び総会で東部・富士五湖支部長の指名により選任された増員分の綱紀委員を含む。）は、この改正会則により選任された委員としてみなし、その任期は、綱紀委員については令和 3 年度の定時総会まで、選挙管理委員については令和 4 年度の定時総会までとした。
- ③ 最高位法規である会則の一部改正に係る知事の認可を受けて、次の規則及び規程の制定又は一部改正を行う。
 - ・会則施行規則の一部改正の要点
 - ア 綱紀委員、予備委員、委員長等の選任方法、組織及び職務
 - イ 嫌疑案件についての綱紀委員会から会長への具申
 - ウ 綱紀委員の守秘義務
 - エ 選挙管理委員、委員長等の選任方法、組織及び職務
 - ・綱紀委員会執務規程の制定の要点
 - 綱紀委員会における招集、調査、審査、被調査会員の弁明、証拠書類等の提出、評決、答申、秘密保持等の執務の詳細を定める。
 - ・役員選任規則の一部改正の要点
 - ア 会則の一部改正（会則において選挙管理委員会を設置）、会則施行規則の一部改正及び選挙管理委員会執務規程の制定により、規則中選挙管理委員会に関する規定を削除
 - イ 会長選挙投票用紙の様式の改正
 - ・選挙管理委員会執務規程の制定の要点
 - 選挙管理委員会における会議、委員長の担任事務、事務局、文書の処理等の執務の詳細を定める。

6 改正後の本会の組織図及び本会の法規体系図

資料4及び資料5のとおり

7 指導案件及び綱紀案件の手続の流れ

資料6及び資料7のとおり

8 改正会則等の要旨

(1) 山梨県行政書士会会則の一部を改正する会則要綱

第1 本会の事業の追加（第4条）

本会の事業に、本会及び会員に関する情報の管理及び公開に関する加えること。

第2 秘密の保持（第18条の2）

会員は、業務上又は本会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

第3 専務理事の選任（第24条）

専務理事は、理事会の承認を得て会長が任命すること。

第4 役員等の職務（第26条）

1 副会長は、会長が定めるところにより会長を補佐し、あらかじめ会長が指定した順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行うこと。

2 理事は、理事会を構成し会務の執行に当たること。

3 専務理事は、会長の命を受けて会務の執行を掌理すること。

4 監事は、本会の資産及び会計の状況並びに会務の執行を監査し、不正の行為若しくは違法な事實を発見したときは理事会に出席して意見を述べるほか、総会にこれを報告すること。

第5 名誉会長等（第27条の2）

名誉会長等に関する規定を、補則の章から役員の章に移すこと。

第6 総会の決議事項（第33条）

総会の決議事項に、選挙管理委員の選任及び解任に関する加えること。

第7 理事会の決議事項（第42条）

理事会の決議事項に、規則以外に規程、細則の制定及び改廃に関する並びに会則中理事会に付議し、又は同意、承認を得ることとしたことを加え、会長から付議された事項に関する削ること。

第8 委員会の設置（第51条）

本会に綱紀委員会のほかに選挙管理委員会を置くこと。

第9 綱紀委員会（第51条の2）

1 綱紀委員会は、理事会の諮問を受け、会員の品位保持及び違法な行為の排除に関する事項をつかさどること。

2 綱紀委員会は、その職務を行うに際しては、会員の人格を尊重し、かつ、公正にしなければならないこと。

3 綱紀委員会は、委員8名をもって組織し、2名の予備委員を置くこと。

4 委員及び予備委員は、個人会員の中から総会で選任し会長が委嘱すること。

5 委員及び予備委員の任期は、就任後2回目の定時総会終結のときまでとすること。

6 委員及び予備委員は、本会の役員を兼ねることができないこと。

7 その他綱紀委員会に関し必要な事項は、規則で定めること。

第10 選挙管理委員会（第51条の3）

1 選挙管理委員会は、本会の選挙事務を管理し執行すること。

2 選挙管理委員会は、委員5名をもって組織すること。

3 委員は、個人会員の中から総会で選任し会長が委嘱すること。

4 委員の任期は、就任後2回目の定時総会終結のときまでとすること。

5 委員は、本会の役員を兼ねることができないこと。

6 その他選挙管理委員会に関し必要な事項は、規則で定めること。

第11 会員に対する指導及び調査（第51条の4）

1 会長は、業務の適正又は品位の保持を図るため、必要があると認めるときは、法規監察部長に対し会員から報告を徴し、又は質問し会員の業務の実態を調査するよう指示することができる。なお、法規監察部が調査の必要を覺知したときは、同部長が会長に当該必要を上申しなければならないこと。

2 会員は、正当な理由がある場合を除くほか、この調査に協力しなければならないこと。

3 この調査の結果により、会長は、その会員に必要な指導をすること。

4 会長は、これらによる報告、質問、調査及び指導の結果について理事会に報告するものとする

こと。

第12 会員の処分（第52条）

会長は、会員の処分を行おうとするときは、次の手続きを経なければならないこと。

- 1 会長が会員の処分を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならないこと。
- 2 この議決には、理事会の構成員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の賛成を得なければならないこと。
- 3 理事会は、この議決をしようとするときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その調査答申を受けなければならないこと。
- 4 会員の処分を行おうとするときは、当該会員の権利を不当に損なうことがないよう注意し、かつ、十分な弁明の機会を与えるなければならないこと。
- 5 会員の処分を行ったときは、会長は知事に通知しなければならないこと。

第13 処分の公表（第53条の5）

- 1 会長は、会員の処分があったときは、次に掲げる事項を公表すること。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称
- (2) 登録番号又は法人番号
- (3) 所属する支部
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 処分の年月日、内容及びその理由

- 2 公表する期間は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 訓告 訓告の日から1年間
- (2) 会員権の停止 会員権の停止の日から期間終了の翌日より1年間
- (3) 廃業等の勧告 処分の日から5年間

第14 措置請求の公表（第54条の2）

会長は、会員に関し知事に措置請求をしたときは、処分の公表に準じて措置請求した日から1年間、公表すること。

第15 資産の管理（第56条）

会長が管理することとしている資産の管理の方法については、理事会の議決を経て定めること。

第16 監査会（第61条の2）

- 1 監事は、監査会を構成し、代表監事を互選により選出すること。

- 2 代表監事は、監事を代表し、監査会を招集する。ただし、2名以上の監事が出席しなければ監査会を開催することはできないこと。

- 3 監査会は、年2回、中間監査及び期末監査を行う。ただし、必要があるときは、会長に通知して適宜監査を行うことができる。

第17 電子情報処理組織の使用（第63条）

- 1 総会の招集通知、総会招集請求及び理事会における書面表決については、電子情報処理組織を使用することができること。

- 2 これらの行為は、これを受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに到着したものとみなすこと。

- 3 電子情報処理組織の運用に関し必要な事項は、規則で定めること。

第18 情報公開の方法（第63条の2）

- 1 本会及び会員に関する情報の公開及び会員の処分の公表は、本会の会報又は電子情報処理組織を使用したインターネット上の本会のホームページに掲載すること。

- 2 情報公開の方法に関し必要な事項は規則で定めること。

第19 施行期日等（附則）

- 1 この会則は、山梨県知事の認可の日から施行すること。

- 2 この会則の施行の際、現に綱紀委員又は選挙管理委員である者は、この会則により選任された委員とみなすこと。

- 3 この会則の施行の際の綱紀委員の任期は令和3年度の定時総会の日まで、また、同様に選挙管理委員の任期は令和4年度の定時総会の日までとすること。

(2) 山梨県行政書士会会則施行規則の一部を改正する規則のあらまし

第1 綱紀委員等の選任方法及び綱紀委員会の組織

- 1 会則第51条の2第4号に規定する綱紀委員会の委員及び予備委員の選任にあたっては、あらかじめ次により候補者を選出すること。

- (1) 会長は、委員及び予備委員の候補者の支部ごとの定数について、所属する個人会員の数の多い支部から1名ずつ順次割り当て、これを支部長に通知する。

(2) 前号の通知があった支部長は、その支部の幹事会の同意を経て候補者となろうとする者を会長に報告する。

2 綱紀委員会は、委員長及び副委員長をそれぞれ1名互選し、会長に届け出ること。

3 委員長は、委員会の職務を主管し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理すること。

4 委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、委員長は、あらかじめ委員長が委員会の同意を得て指定した順位により予備委員の中から委員の職務を行うものを指名すること。

第2 綱紀委員会等の職務

1 綱紀委員会は、会則第52条第4項に規定する諮問に対する調査答申のほかに、委員の過半数が会員の違法行為又は非行について調査を必要と認めたときは、会長に対し文書で事案説明を添えて意見を述べることができること。

2 会長は、前項に規定する意見の陳述があったときは、直ちに理事会に報告し対応を諮らなければならないこと。

3 委員会の会務の執行について必要な事項は、別に定めること。

第3 綱紀委員会の招集

綱紀委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集すること。

第4 専門的意見等の要請

綱紀委員会は、専門的知識を有する者又は機関から特定の事項について意見を求め又は専門的調査を委嘱するよう会長に要請することができること。

第5 守秘義務

綱紀委員会の委員及び委員であった者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

第6 選挙管理委員の選任方法及び選挙管理委員会の組織

1 会長は、役員任期満了年度の前年度の定時総会の60日前までに、各支部1名の候補者となろうとする者を、本会の役員以外の支部会員の中から選任することを支部に求めるこ。

2 支部は、前項により選任した候補者となろうとする者を前項の総会の40日前までに、会長に報告すること。

3 選挙管理委員会は、委員長及び副委員長をそれぞれ1名互選し、会長に届け出ること。

4 委員長は委員会の職務を主管し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理すること。

第7 選挙管理委員会の職務

1 選挙管理委員会は、次の各号に定める事務を管理すること。

(1) 選挙に関する告示

(2) 立候補届及び辞退届の受理

(3) 選挙広報の発行

(4) 投票及び開票の管理

(5) 当選者の確定

(6) その他、役員選任に必要な事項

2 委員会の会務の執行について必要な事項は、別に定めること。

第8 選挙管理委員会は、委員長が招集すること。ただし、最初の委員会は会長が招集すること。

第9 選挙管理委員の資格喪失

選挙管理委員が選挙の候補者となつたときは、その資格を喪失すること。

(3) 山梨県行政書士会綱紀委員会執務規定案のあらまし

第1 趣旨

この規程は、会則施行規則の規定により、綱紀委員会の会務の執行の方法等について定めることとすること。

第2 会務の発動等

(1) 会員の処分を行おうとする場合において、理事会から委員会に諮問があったときは、委員長は速やかに委員会を招集しなければならないこととすること。

(2) 会員の調査の必要について、委員長が認め又は委員の過半数が求めたときは、委員会を開会し調査の有無について協議しなければならないこととすること。

第3 調査

(1) 委員会は、現地の見聞、被調査会員及び関係者からの聴取及び関係書類を調べる方法により事実を調査することとすること。

(2) 委員会は、調査終了後速やかにその調査の内容に関する書面を調製しなければならないこととす

ること。

第4 審査

- (1) 委員会は、調査を終えた後遅滞なく違反又は非行の事実の存否について判断すること。
- (2) この場合、事実が認められないときは、その判断理由及び根拠を記した書面を作成し、速やかに理事会に提出すること。

第5 被調査会員の弁明

- (1) 委員会において、違反又は非行の事実が認められると判断したときは、被調査会員に対して弁明の機会を与えなければならないこと。
- (2) 被調査会員は弁明の機会の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類及び証拠物を提出することができることとし、また、出頭に代えて弁明書又は証拠説明書を付した証拠書類等を提出することができるること。

第6 証拠書類等の提出

委員会は、必要があるときは、被調査会員又は関係者に対して証拠書類等を提出するよう求めることができること。

第7 弁明調書の作成

委員会は、弁明の機会の期日ごとに弁明調書を作成しなければならないこと。

第8 定足数

委員会は、委員6名の出席により成立すること。

第9 評決

- (1) 委員会は、弁明調書又は弁明書、及び証拠書類等の内容を審査し、専門的意見又は専門的調査を得たときはこれを参考にして、調査の終結を相当と判断したときは、委員長は次に掲げる事項について委員会の評決に付きなければならないこと。

ア 違反事実又は違反のおそれのある事実が認められるときは、その要旨並びに判断の理由及び根拠

イ 違反事実又は違反のおそれのある事実に対する会員の処分に関する法令又は会則、規則等の適用条項

ウ 違反事実又は違反のおそれがないと認められるときは、その要旨並びに判断の理由及び根拠

- (2) 前項の評決は、出席委員の3分の2以上で決すること。

第10 答申

委員長は、前条の評決後速やかに調査事項並びに調査の経過及び結果などの事項を記載した答申書を理事会に提出しなければならないこと。

第11 議事録

委員会の議事については、議事の経過の概要及び結果を記載し、委員長及び出席した委員全員が署名した議事録を作成しなければならないこと。

第12 議事の非公開

委員会の議事は、公開しないこと。

第13 調査の打切

- (1) 委員会の調査は、被調査会員が本会を退会したときは、打ち切ることができること。
- (2) 委員長は、調査を打ち切ったときは、「調査打切報告書」を理事会に提出しなければならないこと。
- (3) 被調査会員が他の都道府県に移転したことにより調査を打ち切ったときは、会長は、新たに属することとなった行政書士会に対し、調査打切報告書の概要を通知するものとすること。

第14 記録の保存

委員会及び被調査会員が作成した書類等はすべて非公開とし、本会において原則10年間保存すること。

第15 秘密の保持等

- (1) 委員、予備委員及び理事会の構成員は、委員会の審査に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 委員、予備委員及び理事会の構成員は、委員会の審査に関し入手した資料を委員会の許可なく他に開示してはならないこと。
- (3) 委員及び予備委員は、被調査会員に関して入手した一切の資料を委員会の審査を終了したときに委員長に返付しなければならないこととし、理事会の構成員及び委員長は、被調査会員に関して入手した一切の資料を理事会の審議が終了したときに会長に返付しなければならないこと。同様にパソコンや記憶メディアなどに電子的に記録したものについても消去しなければならないこと。

(4) 山梨県行政書士会役員選任規則の一部を改正する規則案のあらまし

第1 選挙管理委員会に関する規定の一部削除

選挙管理委員会の設置、職務、選任、構成、運営、資格喪失欠員、事務局に関する条文を削除すること。

第2 会長選挙投票用紙の様式の改正

会長選挙の投票用紙の様式中から「No.」に係る記載を撤廃すること。

(5) 山梨県行政書士会選挙管理委員会執務規程案のあらまし

第1 趣旨

この規程は、会則施行規則の規定により、選挙管理委員会の執務に関し必要な事項を定めること。

第2 会議

(1) 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年6月及び12月の2回、臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員から招集の請求があったときに開くものとすること。

(2) 委員会の招集は、委員に対する告知によりこれを行い、委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し、その過半数で決すること。

第3 委員長の担任事務

(1) 委員長は、委員会の議決に基づく事務を処理するほか、次に掲げる事務を担任すること。

ア 委員会に議案を提出すること。

イ 委員会の印及び書類の保管に関すること。

ウ 前に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(2) 委員長は、次に掲げる事項を専決処分することができること。

ア 当選人に関する告知に関すること。

イ 当選等に関する報告に関すること。

ウ 諸証明書の発行に関すること。

エ 前に掲げるもののほか、委員会がその都度指定した事項に関すること。

第4 事務局

委員会の事務を処理させるため事務局を置くこととし、書記長に本会事務局長を、書記に本会事務局職員を充てること。

第5 文書の処理

(1) 通常の文書は、委員長の決裁を受けなければならないこと。

(2) 文書類は、書記長の承認を得ずに他に示し、閲覧に供し、又はその謄本を交付し、若しくは持ち出してもはならないこと。

(3) 委員長印を定めること。

9 おわりに

コンプライアンスの浸透、それに基づく執行機関のガバナンスの発揮、これが当部からの視点と願いである。

平成30年度定時総会（平成30年5月29日）における会則の一部改正議案（綱紀委員及び予備委員の選任を理事会の議決事項から総会の議決事項に改めた。）の提案理由中にいみじくも「執行機関である理事会」と理事会を位置付けている。今次の改正は、同じ行政書士の仲間である会員を「裁く」綱紀案件などに関して、まさに透明性のある手続のもと厳格かつ公正に行われることを確保し、県民及び我々のクライアントからの一層の信頼を得続けられるようにすることが目的であった。これには、従前から本会において認識されていた執行機関として理事会を位置付ける考え方を継承し、会長職への権限の集中をなるべく避け、理事会が執行責任を負う制度設計とした。理事は単なる評議者ではなく連帶して執行に責任を負うのである。理事会において熟議をなし最終的には責任を持った集約をしなければならない。またその集約後は、これを所属の部員や支部会員に浸透させるとともに、一体となって或いは分任して集約の実現にあたらなければならぬ。これら会則の本旨が体現されることを期待しているところである。

今後、例えば、改正作業中に理事からご指摘をいただいたように正副会長会議を会則などにおいて位置付けるべきかなど、当部としてさらに研鑽しなければならない事案も有している。

今次の作業にご協力いただいた皆様に感謝するとともに、今後においても当部への甚大なるご協力を重ねてお願いするものである。

《別紙》

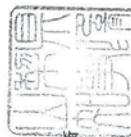
要請事項	整理No.	整備を要する規程等	報告依頼事項	報告期限	留意事項
綱紀委員会運営の公正・透明性の確保 【要請の趣旨】 ◎綱紀委員会の運営の細目が定められ、会員に共通理解されることにより、綱紀案件処理の透明性・公正性への信頼が高まり、ひいては行政書士の綱紀審正に寄与すると考えられます。	1	綱紀委員会の運営に関する規程	制定済みの左記規程の写し	制定後2週間以内	左記規程には、次に掲げる事項を併せて規定されるよう御検討ください。 ◆会則施行規則27条3項に規定する「文書」の種類（例：報告書、議事録、当事者の弁明取扱書、事実認定証拠書類等） ◆委員会の取り扱った秘密文書の管理の方法（配布、回収、処分等のルール）
会員に対する非適行為には厳正な対応が要請されますが、一方、会員に対する処分行為には会員の権利利益を制限する側面もあるため、処分判断前の実質審議を行う綱紀委員会の調査過程において、当事者に対し適正手続を保障する必要があると考えられます。	2	綱紀案件の当事者に対する弁明の機会の付与に関する規程	制定済みの左記規程の写し	制定後2週間以内	左記規程には、次に掲げる事項を併せて規定されるよう御検討ください。 ◆弁明機会の付与の方式（口頭・文書） ◆弁明当事者に對しあらかじめ通知・教示すべき事項 ◆弁明当事者が弁明準備のために閲覧できる文書 ◆弁明手続実施後の整理方法（録取書の作成等）
会員に対する処分決定手続の公正・透明性の向上 【要請の趣旨】 ◎綱紀委員会報告後の処分決定について、処分権者及び決定手続の細目の定めが整備され、会員に共通理解されることにより、綱紀案件の処理の透明性・公正性への信頼が高まり、ひいては行政書士の綱紀審正に寄与すると考えられます。	3	処分決定前の審議手続に関する規程（又は明文化された基準等を含む。）	制定済みの左記規程等の写し又は留意事項欄に掲げる事項	制定後2週間以内 又は平成31年6月末	処分決定前に理事会審議を経ている他県例に鑑み、類似の手続の導入可能性を検討の上、貴会の考え方を取りまとめてください。
会員に対する綱紀関係指導手続の公正・透明性の向上 【要請の趣旨】 ◎会員への指導行為について、指導類型と適用基準の定めが整備され、会員に共通理解されることにより、綱紀案件の処理の透明性・公正性への信頼が高まり、ひいては行政書士の綱紀審正に寄与すると考えられます。	4	処分決定権限の付与に関する規程（又は明文化された基準等を含む。）	制定済みの左記規程等の写し又は留意事項欄に掲げる事項	制定後2週間以内 又は平成31年6月末	処分決定権者が必ずしも明定されていない実状に鑑み、No.3の審議手続の検討と併せ権限明記を検討の上、貴会の考え方を取りまとめてください。
	5	処分に至らない軽微な綱紀事案に係る会員指導の根拠規程（又は明文化された基準等を含む。）	制定済みの左記規程等の写し又は留意事項欄に掲げる事項	制定後2週間以内 又は平成31年6月末	口頭注意、文書注意その他の指導類型と、それらがどのような場合に適用されるのかの基準を御検討の上、貴会の考え方を取りまとめてください。

備考 1 規程の整備については、必ずしも新規制定によらず、会則、会則施行規則その他の既存の規程の改正により対応していただいて差し支えありません。

2 他県の行政書士会の状況、規定の定め方その他の関係事項については、必要に応じ当職から技術的な助言を行いますので、御要請ください。

資料 1

行管第1011号
平成30年9月14日



山梨県知事 後藤

山梨県行政書士会
会長 岡伸殿



綱紀委員会の運営等に係る規程の整備等について（依頼）
県行政の推進については、日ごろから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月26日付けで行われた行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の3第1項に基づく申出を発端として、当職から貴職あて、貴会綱紀委員会の運営に係る事項等について照会を行った（平成30年7月10日付け行管第717号）ところ、同年8月10日付けで貴職から御回答があつたところです。つきましては、行政書士の綱紀保持が透明な手続のもと厳格かつ公正に行われることを確保し、これにより行政書士からサービスを受ける県民の利益保護を図るため、貴会御回答も踏まえ、別紙に掲げる事項について要請をいたします。なお、具体的に行つた取組等の結果については、別記の期限までに御報告くださいますよう、お願ひいたします。

1 貴会に対して要請する事項
別紙「要請事項」の欄に掲げるとおり。

2 貴会に対して具体的な取組を依頼する事項
別紙「整備を要する規程等」の欄に掲げる規程等の整備

3 2のうち当職への報告を依頼するもの及びその期限
別紙「報告依頼事項」及び「報告期限」の欄に掲げるとおり。

〒400-8801 甲府市丸の内1-6-1
山梨県総務部行政経営管理課法務・監修担当
電話 055-223-1414 (直通)
 fax 055-223-1415



資料2



行管第2013号
平成31年2月20日

会長 岡 伸 殿



山梨県行政書士会
行政書士会の運営の更なる改善の推進について（依頼）

県行政の推進については、日頃から格別の御協力をいただきありがとうございます。
また、貴会におかれでは、会の運営の改善努力を通じ行政書士業の一層の発展に取り組まれていることに對し、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨今の社会情勢の動向及び貴会における現下の取組状況を踏まえ、今後の継続的な取組に際しては次に掲げる二つの視点が重要と思念いたしますので、参考としていただき、具体的な取組において御留意くださいます。

1 各種ハラスメントの防止対策の重要性について

今般、厚生労働省において、いわゆるパワーハラスメントの防止のための措置を事業主に義務付けること等を平成31年にも法制化する方針が明示されました。併せて、いわゆるセクシャルハラスメントについても、男女雇用機会均等法の見直しにより対策が強化される見通しがなっています。
また、本年11月には、山梨県及び甲府市が被告となった裁判において、学校現場で上位職の教育職員が下位職の者に対してパワーハラスメントを行ったとの認定がなされ、県等が賠償を命ぜられる事案も発生したところです。

このように、自治体、企業その他の組織の内部における各種ハラスメントに対する社会の目は厳しさを増しており、コンプライアンスを怠った組織が停滞を余儀なくされるばかりか、以後の組織の発展が妨げられることがあります。

2 会員の綱紀保持の推進に向けた適正手続の重要性について

平成30年9月14日付け行管第1011号により、当職から貴会綱紀委員会の運営等に係る規程の整備等についての依頼を行ったところ、現在、貴会において同委員会運営規則の制定等に向けた御努力を傾注されているものと承知しています。



〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
山梨県総務部行政運営課監理課法制・監修担当
電話 055-223-1414 (直通)
カカヨリ 055-223-1415

当職は、貴会の取組に深甚なる敬意を表するのですが、貴会会員の綱紀保持に向けでは、綱紀委員会の手続の透明性・公正性の確保とともに、綱紀案件に係る情報収集の段階からはじまり、処分対象となつた会員が二度と類似の事案を発生させないよう自らの非適行為について自発的かつ真摯に反省しうるに至るまで、綱紀案件の処理スキーム全体の改善に向け不斬の見直しを図っていくことが重要と思料します。
こうしたことを踏まえ、現下の綱紀委員会運営規則等の制定を機縁として、会員行政書士の綱紀保持が透明な手続のもと厳格かつ公正に行われる事が図られるよう、一層の御配意及び取組をお願いします。

資料3

梨行発 第1117号
令和元年6月28日

山梨県知事 長崎 幸太郎 様



山梨県行政書士会
会長 有賀 一雄

綱紀委員の運営等に係る規程の整備等について（報告）

平成30年9月14日付行管第1011号で依頼のありましたこのことについて、当会のこれまでの取り組みと今後の展開につき以下のとおりご報告いたします。

- 要請事項に対する取り組みの経緯
・平成30年8月30日開催の理事会決定により「綱紀委員会運営規則等検討特別委員会」を設置しました。
・その後「綱紀委員会運営規則等検討特別委員会」を平成30年11月20日開催の平成30年度第3回理事会までに計3回（9月19日、9月28日、10月15日）開催し、整備を要する規程等の案をとりまとめ、同理事会に提案いたしましたところ、綱紀審議の判断となりました。
・引き続き上記理事会で提出された意見の取り扱いを検討するため、第4回委員会を同年12月20日に開催いたしました。
- 要請事項等の案を提案いたしましたが、一部修正意見が付され、引き続き綱紀審議を行つて現在に至っております。

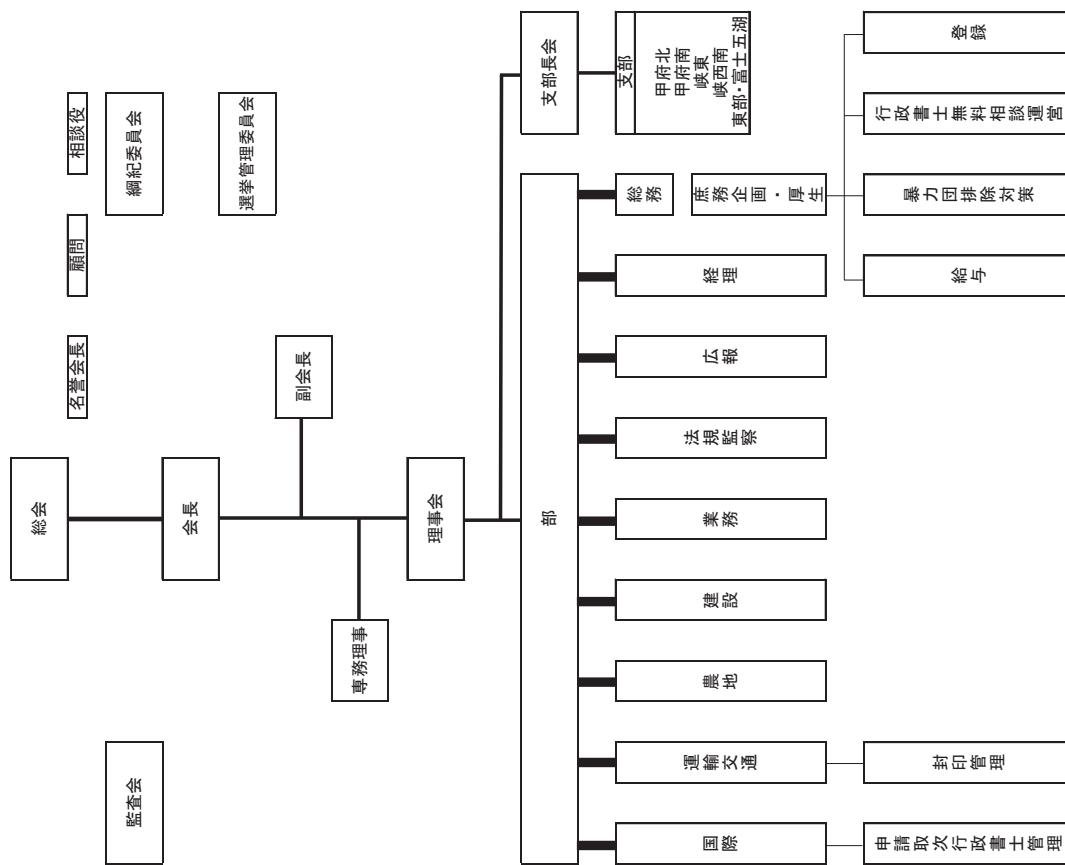
- 要請事項についての今後の取り組みについて
会員に対する指導の主体を明確にすべく昨日開催の理事会において「法規監察部」が新設されたことから、指導の適正化をより一層推進することともに、整備を要する規程等の案については、同部門を中心に引き続き検討し、今年度中に開催する理事会において承認を求め、関係する会則改正については令和2年度の定期総会において提収する予定です。

以上

山梨県行政書士会
〒400-0031甲府市丸の内3-27-5
TEL : 055-237-2601
FAX : 055-235-6837
E-mail: office@syosei.jpn.org

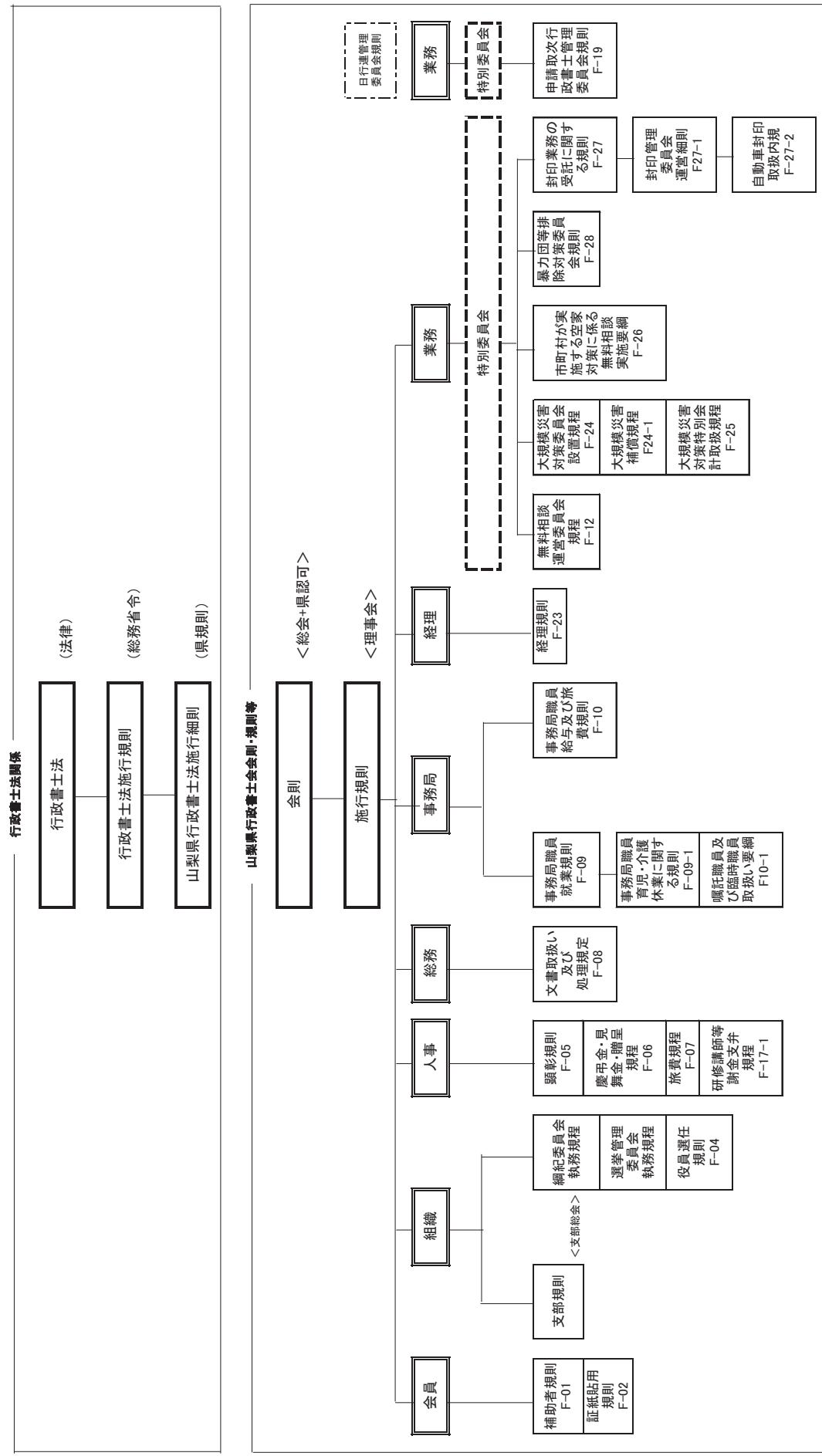
資料4

山梨県行政書士会組織図



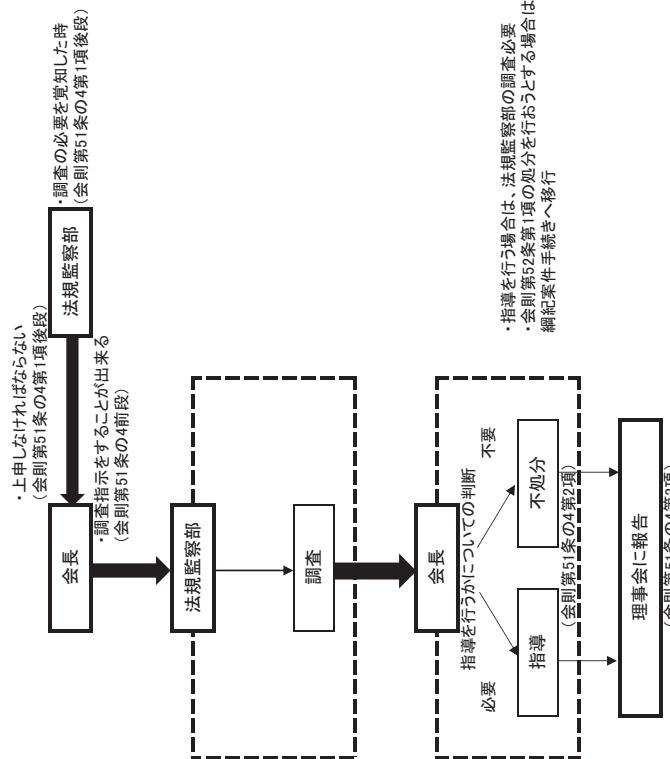
資料5

行政書士法關係・会則等体系図(案1)



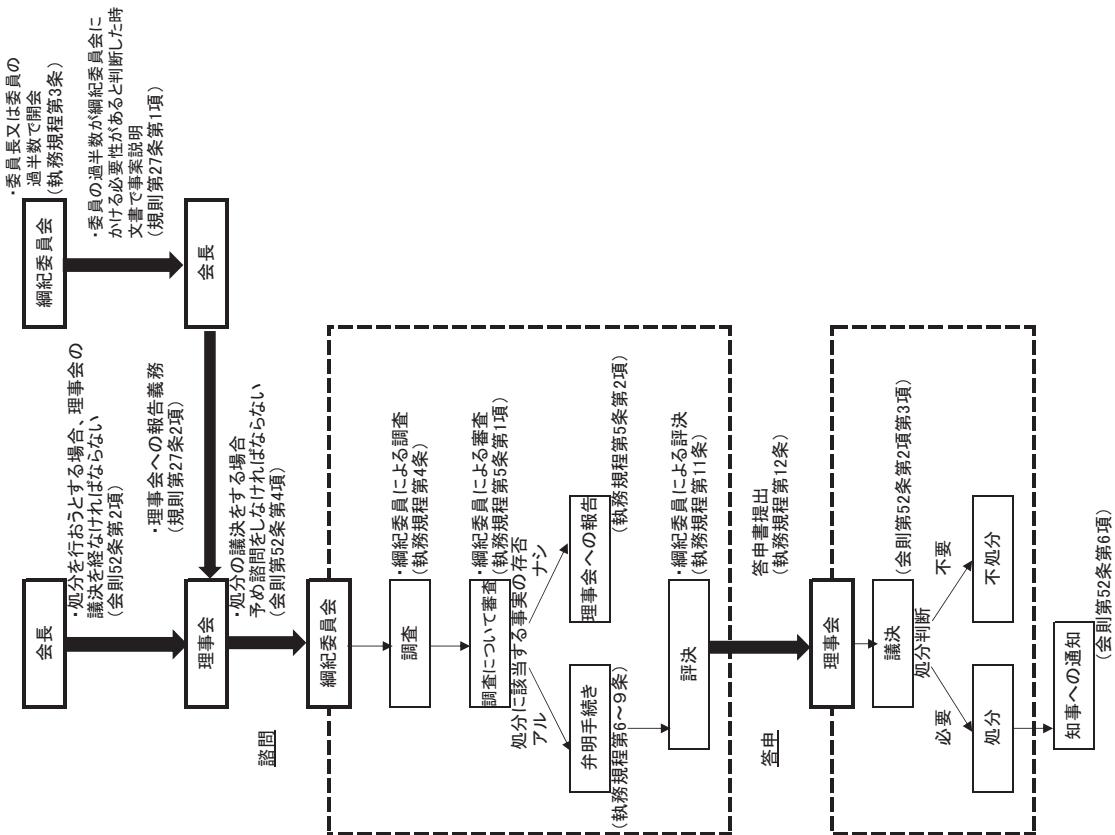
資料6

指導及び調査手続き



資料7

綱紀案件手続き



以下の内容は、日本行政 571 号において当会所属の小関先生が執筆をされた内容です。改めて当会の皆様に活用いただくために再掲載いたしました。記事の中で紹介されている事例は甲府市の事例であり、今回は申請に関する書類の掲載数を増やしていただいております。会員の皆様が本法を活用する事で市町村への啓発となり、顧客への提案の幅を広げることに繋がれば幸いです。

農業経営基盤強化促進法を活用した農地の所有権移転について

農地部 小 関 敏 和

1. はじめに

行政書士として農地法関連業務に携わると、必ずと言っていいほど肥培管理がされていない農地、いわゆる「耕作放棄地」を目の当たりにします。これは、土地の耕作者たる所有者が高齢で病気療養中など耕作を継続できない場合や、先代より農地を相続したもの的生活状況の変化から都市部に生活の拠点を持ち、そもそも自身の保有農地の場所を把握していない場合など、管理したくても出来ない状況に起因しているものと思われます。こうした背景の中、わが国では農地集積を促進するための法律である「農業経営基盤強化促進法」が整備され運用されてきました。

この農業経営基盤強化促進法は、国民生活の安定・経済発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を確立することが重要であることに鑑みて、係る農業経営を目指して意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるために整備された法律です（法第1条）。

本稿においては、特に本法による所有権移転に焦点を当て、私たち行政書士の関与すべき部分について、私の経験をもとに解説していきたいと思います。

2. 農業経営基盤強化促進法による所有権移転の要件と利点

農地の処分を希望する所有者は、通常の処分方法だと、まず農地法第3条の許可を取得し、次に売買や贈与契約等に基づく所有権移転登記を行い、最後に売却時の譲渡所得の確定申告をする必要があるなど、行政手続に翻弄されることが一般的かと思います。また、一連の行政手続を代理人に依頼して行うには、多くの士業に業務を依頼しなければならず、農地の売却価額に対して、手続等にかかる費用が多く、こうした観点から特に高齢者や病気療養中の方などは農地の処分に後ろ向きになる傾向があります。

それを一定程度解決させる手続きが、農業経営基盤強化促進法による所有権移転です。法第4条第4項第一号に定める利用権設定等促進事業により所有権を移転させる場合、第6条の基本構想を定めた市町村は、第20条の公告をするとその所有権が移転し、所有権移転登記を当該市町村が嘱託で行うことが出来るようになります。

さらに、この農地が農用地区域内の農地であった場合、この手続きは租税特別措置法34条の3第1項の規定による譲渡所得の特別控除の適用も受けられます。

上記の農業経営基盤強化促進法による所有権移転の要件と利点を具体的かつ簡潔にまとめると以下の表のようになります。

要件（甲府市）

	農 地 法	農業経営基盤強化促進法
売買可能農地	特に要件なし	特に要件なし
買主の要件	経営面積要件（30a） 常時農業従事者 (世帯での農業従事日数150日が目安) ※法的要件ではない	経営面積要件（50a） 常時農業従事者（農業従事日数150日以上） 最適耕作地利用（耕作放棄地が無い事）

利 点

	農 地 法	農業経営基盤強化促進法
売主の譲渡所得税の軽減	特になし	売買価格から 800 万円の控除 (最高 1,500 万円の控除まで可能) ※農用地区域の農地であった場合。
所有権移転登記	許可後申請者が履行 ※司法書士に依頼する場合は報酬費用 が必要	自治体による嘱託登記 ※司法書士報酬が不要
登録免許税の軽減	特になし	1,000 分の 20 から 1,000 分の 8 に軽減
買主の不動産取得税の軽減	特になし	当該土地の価格から 3 分の 1 を軽減

甲府市での農業経営基盤強化促進法による所有権移転には、別紙の提出書類を作成し毎月 10 日までに農業委員会に申出を行います。

申請するための要件は、甲府市の場合は買受人の要件として耕作面積が 50a 以上ある事、耕作放棄地が無い事、農業従事日数が 150 日以上である事が必要です。

農地法 3 条許可申請と比較すると、耕作面積が 20a 多く必要なことや耕作放棄地があつてはならないなど、基準が少し厳しくなりますが申請書類は農地法第 3 条よりも簡易的な書類になります。

また、譲り渡し人の住所が登記簿上の住所と合わなくても登記名義人表示変更登記を行う手間も省けます。

このように農地を売る者、農地を取得する者の双方が要件を満たしている場合、農業経営基盤強化促進法による所有権移転を選択した方が譲渡人、譲受人双方にメリットが多いことがわかります。

3. 農業経営基盤強化促進法による所有権移転の申出について

以下に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転について私が関与した代表的な事例を列挙します。

ケース 1 荒れ地となっていた農地を借りて、天地返しを行い、多年にわたり整備を継続して耕作しているが、将来、子に承継する前にこの土地を購入したい。

譲渡所得控除が大きく手続きが簡便である農業経営基盤強化促進法を利用する事により、所有者の理解を得られスムーズに手続きすることができた。

ケース 2 自己所有農地の中に囲繞地状態で第三者が農地を所有しているが、互いに国土調査があるまでその事実を知らずに第三者の農地を含めて耕作していた。その状態を解消したい。

農業経営基盤強化促進法を利用する事により、囲繞地所有者は費用を負担することなくその所有権を耕作者に譲渡する事ができた。

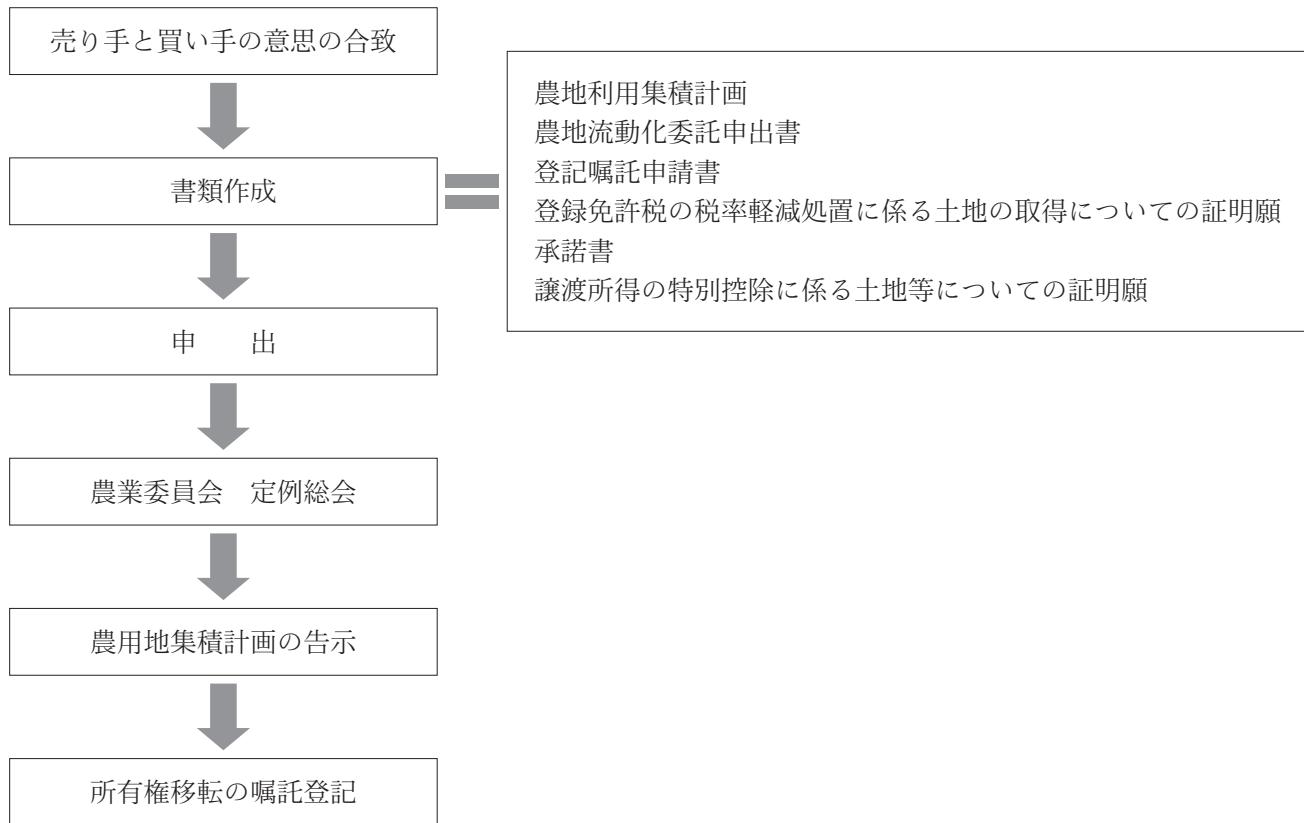
ケース 3 他者の所有する農地を届け出すことなく親世代から耕作してきているが、現所有者は相続により承継した方で都市部に住んでいる。耕作者は所有者に対し毎年小作料を支払っているが、自身の代で届け出のない耕作権（いわゆるヤミ小作）を解消させたい。

所有者の方も土地を処分したかったが遠方でかつ多忙であるが故に放置してきた。手続きが簡便な農業経営基盤強化促進法を利用する事により、所有者には事前に連絡し書類を用意していただいたうえ、一度面談していただくだけで全ての手続きが完了した。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転の特徴は、農地法関連の許可申請と比較して、書類的にも簡便であり手続き完了までの時間的・費用的負担が少ないとことです。以下にその処理の流れを示します

また、別紙のとおり甲府市で必要となる添付書類の一覧や登記関係依頼書等を添付しますのでご覧ください。

処理の流れ



別紙のとおり甲府市で必要となる添付書類の一覧や登記関係依頼書等を添付しますのでご覧ください。

農地銀行（所有権移転）の申請に係る提出書類一覧

買い手・売り手が用意するもの

	書類名	通数	チェック欄	備考
1	農用地利権集積計画（B）	3通	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・実印を押印 ・裏面は買い手が記入 ・別紙「記載要領」に沿って記入

買い手が用意するもの

	書類名	通数	チェック欄	備考
2	農地流動化（譲受・交換）委託申出書	1通	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・実印を押印 ・裏面も記入 ・地元の農地銀行推進員又は農業委員の署名及び押印が必要
3	登記嘱託申請書	1通	<input type="checkbox"/>	・実印を押印
4	登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願	1通	<input type="checkbox"/>	・実印を押印
5	住民票	2通	<input type="checkbox"/>	・市町村で取得

売り手が用意するもの

	書類名	通数	チェック欄	備考
6	農地流動化（譲渡・交換）委託申出書	1通	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・実印を押印 ・裏面も記入 ・地元の農地銀行推進員又は農業委員の署名及び押印が必要
7	承諾書	2通	<input type="checkbox"/>	・実印を押印
8	譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等についての証明願	1通	<input type="checkbox"/>	・実印を押印
9	印鑑登録証明書	2通	<input type="checkbox"/>	・市町村で取得
10	固定資産（土地・家屋）評価証明書	1通	<input type="checkbox"/>	・甲府市役所資産税課で取得

○ 通用

(1) 買い手は、取得する土地を長期に渡り農地として利用すること。

(2) 買い手は、取得する土地を含め経営面積が50haを超えていること。

○ メリット

(1) 買い手

- ・農業委員会が本人に代わって登記の手続きをします。
- ・登録免許税の軽減（農用地区域で認定農業者に限る。） 20/1000が 10/1000に

(2) 売り手

- ・譲渡所得税の特別控除（農用地区域の場合） 800万円控除

登記嘱託申請書

令和 年 月 日

甲府市長 横口雄一様

住 所

氏 名

印

農業經營基盤強化促進法第20条の規定により、平成 年 月 日に公告があり所有権を取得した後記不動産につき、次に掲げる書面を添えて所有権移転登記の嘱託を請求します。

不動産の表示	所在	甲府市			
	字名	①地番	②地目	③地籍㎡	備考

添付書類

- ア 登記義務者の承諾書
- イ 請求者の住所証明書

(様式第10号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る
土地の取得についての証明願

令和 年 月 日

甲府市長 樋 口 雄 一 様

住 所

氏 名

印

租税特別措置法第77条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免
許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地籍㎡	農用地利用集積計画 の公告の年月日	土地の取得年月日

- 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行なう者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業により取得した土地であること。
- 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に在すること。
- 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

産発第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

甲府市長 樋 口 雄 一

承諾書

令和 年 月 日

甲府市長 樋口雄一様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

農業経営基盤強化促進法第20条の規定により、令和 年 月 日に公告があり所有権移転した後記不動産につき、
のため所有権登記を嘱託することを承諾します。

不動産の表示	甲府市				
	字名	①地番	②地目	③地籍㎡	備考
				..	
				..	
				..	
				..	
				..	

添付書類
ア 印鑑登録証明書

(様式第8号)

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に
係る土地等についての証明願

令和 年 月 日

甲府市長 樋口雄一様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の76第1項）の規定による土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡したものであり、かつ、当該土地等が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地籍㎡	農用地利用集積計画の公告の年月日	備考

産発第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

甲府市長 樋口雄一

4. おわりに

現在、所有者不明土地の問題が大きく取り上げられ、こうした土地には中山間地域の農地なども多く今後の課題となっておりますが、まずは、新たな所有者不明土地を作り出さないことが重要です。

農地に関しては、譲渡人と譲受人が知人同士であることや近隣耕作者であること、または当該農地の小作者が買い取るなど取引相手が決まっていることがあります。このような場合には、私たち行政書士が積極的に関与することで農業経営基盤強化促進法の所有権移転を促進することができます。逆に言えば、この申出を業として行える唯一の士業である私たち行政書士が、地域の農業委員や、耕作者、農地所有者との繋がりを密接に持ち、耕作放棄地や近い将来耕作放棄地になることが予想される農地を意欲のある農業者に集約することこそ、将来の所有者不明農地を拡大させないために必要なことです。

しかしながら唯一の問題点は、農業経営基盤強化促進法の所有権移転手続に消極的な自治体もあり、当該制度を利用する事が出来ない地域がある事です。私が業務を行っている山梨県においても、甲府市以外の市町村は法第6条の基本構想は定めているものの、権利移動は受け付けない市町村もあり、こうした市町村では、同一の状況で農地を売却する場合に多くの手続きが必要で過大な費用負担を必要とすることになります。このような市町村に対しては制度自体を啓発していくことも私たち行政書士に求められることかもしれません。

所有者不明農地をこれ以上増やさないため、私たち行政書士は、現在の法律の範囲内で可能な手続は鋭意促進していくことが必要です。関係する市町村の担当者と連携し、積極的に農業経営基盤強化促進法の所有権移転を利用していただきたいと思います。

「山梨県外国人材企業相談センター」 アドバイザー活動報告

国際部長 丹澤 仁

山梨県では、外国人材を雇用する際の制度や手続きなどについて県内企業からの様々な問い合わせに対応するため、昨年9月に相談センターを開設しました。

- どんな制度（在留資格）があるの？
- 申請手続きの方法は？ コストは？
- 定住外国人を雇用するには？
- 技能実習生を受け入れるには？
- 特定技能ってどんな仕組み？

といった疑問に対して、電話や来所などによる相談のほか、企業を訪問しての対応を無料で提供しています。

今年3月まで外部の団体に委託していた本事業は4月から県が直接運営することとなり、それに伴い当会に對してアドバイザー派遣の要請がありました。国際部にて当会会員に募集をかけ、条件を満たした計4名の会員が現在輪番で業務を遂行しています。



写真左から
アドバイザーの丹澤会員、
市川会員、
相談センター職員の難波様

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で景気は急速に悪化し、外国人を雇用することに前向きだった企業の多くが計画を変換せざるを得ない状況となってしまいました。その結果、4月から6月にかけての相談センターへの問い合わせは数少なく、アドバイザーの知見を發揮する場面はあまり訪れませんでしたが、昨年度問い合わせのあった企業に対するフォローアップやコロナによる影響や直面している問題などの調査を行い、今後の活動につなげるための足掛かりとしました。

また、業種や在留資格毎に開催予定の企業向けセミナーは未だ見通しが立ちませんが、セミナーのスタイルやコミュニケーション方法などを自由に発想し、参加企業の助けになるものに仕上げることを目指しています。

引き続きアドバイザーの一人一人が山梨県行政書士会会員としての誇りと責任を持ち、県内企業のお役に立てるよう努力します。

新型コロナウイルス感染症対応のための 無料電話相談窓口の設置

相談員 甲府南支部 松 本 韶乃介

今般、日本行政書士会連合会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その影響を受けた事業者及び国民に対する支援として、設置準備の整った各都道府県の行政書士会において、無料電話相談窓口を設けることといたしました。

相談対応については、資金繰り、補助金など事業者の資金面での悩みに対する公的融資制度及び補助金制度等の紹介や国民の生活支援に関する相談、現金給付政策等へのサポートを無料電話相談にて行います。また、各地域自治体が実施される支援策などについても、地域の行政書士会を窓口とすることで、地域に根差した活動をしてきた行政書士として、円滑に御案内しております。総務省からも、行政書士の積極的な活用を促す通知が、各自治体に対して発せられています。

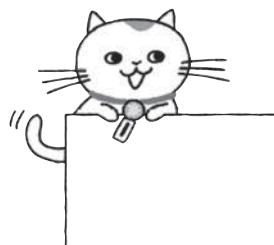
現在、行政書士に寄せられる相談の中では、特に事業者に向けた資金救済制度である持続化給付金制度に関するものが多く、持続化給付金制度を所管する中小企業庁からも、特段の協力要請を受けたところでもあります。

なお、持続化給付金の申請において、経済産業省からは、申請者本人以外の者が報酬を得て申請を代理・代行する行為が可能であるのは、行政書士のみであるとの確認を取っております。加えて、持続化給付金の申請の代理・代行にあたっては、行政書士のメールアドレスを用いて件数制限なく申請が可能であることも確認いたしました。

私たち行政書士は、この持続化給付金の申請を業務として行える唯一の国家資格者として、できる限り協力要請に応じることで、スムーズな行政事務ひいては早期の事業者への給付にもつながるものと期待いただいているところです。

山梨県行政書士会においても、5月23日から7月31日までの毎週土曜日に、事務局内にて相談窓口を設置いたしました。相談内容としては、主に持続化給付金の申請に関連する質問が県内外からありました。

日本経済を支えてこられた事業者が早期に事業回復を果たされるよう、今後も引き続き、私たち行政書士は事業者に寄り添いサポートしていきます。



WEB会議の活用について

広報部員
深澤友貴

新型コロナウィルス（COVID-19）の影響で、テレワークを推進する企業が増えています。（5月1日現在）私達行政書士も例外ではありません。行政書士会での会議・打ち合わせはもちろん、お客様との打ち合わせなどにもテレワークの導入が必要なのかもしれません。そこで、今回は代表的なWeb会議ツールである「Zoom」の使い方を紹介していきたいと思います。ZoomはWeb会議の代表的なツールですが、実際に使用して、慣れていくと非常にシンプルな操作性なので使いやすいと評判です。

*以下、PC（パソコン）での操作を基準に説明しています。

0. 準備

PCでZoomミーティングをするのに必要な機材とは

PC（パソコン）でZoomを使ってWeb会議を主催したり参加するにはPC（パソコン）の他にいくつか必要な機材（機能）が必要です。それは

- ・マイク
- ・カメラ
- ・スピーカー

この3つ。これらはPC（パソコン）に内蔵されているのであれば、新しく購入する必要はありません。

1. 導入（ダウンロード～起動）

Step1 ダウンロード

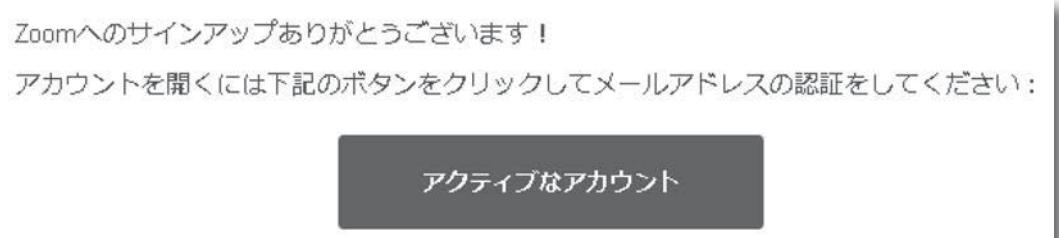
Zoomのデスクトップアプリケーションをダウンロードするには公式サイトから行います。（<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>）

まずはZoomの公式サイトの右上のボタン「サインアップは無料です」ボタンをクリックします。
あとはガイドに従って手順を進めていきます。

1. Zoomに使用するメールアドレスを入力し「サインアップ」ボタンをクリック
2. 確認画面が出るので、間違いがなければ「サインアップ」をクリック



3. 「案内メールを送信しました」となるので、登録したE-mailを確認
4. 確認メールの中に「アクティブなアカウント」という青いボタンがあるのでこちらをクリック



5. すると登録者の姓名、パスワードを入力する画面があるので、こちらを入力しオレンジ色のボタン（「続ける」）を押す

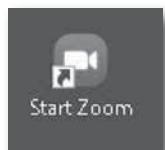


6. 「仲間を増やしましょう」と尋ねられるので、「手順をスキップする」ボタンを選択する

7. この後に「Zoom ミーティングを今すぐ開始」ボタンが表示されるので、クリックするとダウンロードが開始される

Step2 起動

Windows の PC (パソコン) であればインストール後、デスクトップ画面に Zoom のデスクトップアプリのアイコンが表示されるので、そちらをダブルクリックしてください。



もしデスクトップ画面にアイコンが見つからないのであれば、メニュー ボタンで Zoom と入力し、検索すると良いでしょう。

Step3 サインイン

サインインに必要な情報は先ほど登録したメールアドレスとパスワードです。
これで Zoom でミーティングを開催、参加する準備は完了です。



2. ミーティングの開催

Zoom のミーティングの開催の方法

1. 日時を設定する場合は、「マイミーティングをスケジュールする」をクリックし、以下の項目を入力



トピック	: ミーティングの名称
説明 (任意)	: どのような内容のミーティングか等
開催日時	: 開催日時を入力
所要時間	: 所要時間を入力
ミーティング ID	: 「自動的に生成」か「個人ミーティング ID」を選択
ミーティングパスワード	: 参加のためのパスワードを設定できる
ビデオ	: 主催者（ホスト）、参加者それぞれの「ビデオ」オン／オフを設定
音声	: ミーティングオプション
ミーティングオプション	: 「待機室を有効にする」など、必要なオプションを選択

ミーティングをスケジューリング

トピック
テスト テスト の Zoom ミーティング

開始: 金 5月 8, 2020 15:00

経過時間: 0 時間 30 分

定期的なミーティング タイム ゾーン: 大阪、札幌、東京

ミーティング ID
 自動的に生成 個人ミーティング ID 512-216-6712

パスワード
 ミーティング パスワード必須 3bkSZN

ビデオ
ホスト: オン オフ 参加者: オン オフ

オーディオ
 電話 コンピューター オーディオ 電話とコンピューターのオーディオ

カレンダー
 Outlook Google カレンダー 他のカレンダー

詳細オプション

スケジュール キャンセル

2. 最後に「保存」をクリックし、「参加用 URL」が表示されたらミーティング ID と URL が入ったメールを参加者に送信する。あとは、指定した時間に会議を開始する。

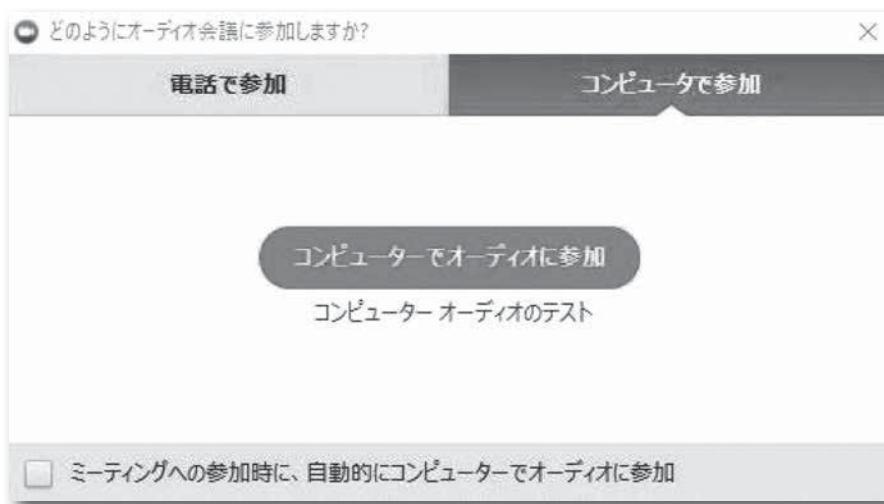
以上で、ミーティングを開催する手順は完了です。

ミーティングに PC (パソコン) から参加するための使い方

次は逆に開かれているミーティングに参加者として参加する方法を説明します。

Zoom ミーティングに参加するのであれば、Zoom をダウンロードしなくても PC ブラウザ (Chrome や Firefox など) から行う方法もありますが、Zoom をダウンロードして PC (パソコン) にインストールした方が簡単に使用できます。

1. Zoom 参加者には先ほどのホスト（主催者）からミーティング ID と URL が記載された招待メールが届く
2. 招待 URL をクリック
3. すでに Zoom をダウンロードし、インストールが完了していれば Zoom のアプリが起動し画面が表示されます
4. 「コンピューターでオーディオに参加」を選択



1対1でも複数人でも快適に Web 会議を行うことができ、また通話だけでなく、チャットを行ったり、ホワイトボード機能が用意されているなど多様な使い方がありますので、是非様々な場面で活用してみてください。

以上、簡易な説明ではありますが、皆様のお役に立てれば幸いです。





叙勲及び褒章のお知らせ

山梨県行政書士会の会員2名が叙勲及び褒章の栄に浴されましたので、お知らせいたします。



小澤源七老 先生 黄綬褒章 (甲府南支部)

黄綬褒章は、業務に精励し衆民の模範である者に授与されるもので、小澤先生の長年にわたる業務への姿勢と実績が評価されました。



宮下英三 先生 旭日小綬章 (東部・富士五湖支部)

旭日小綬章は、国や公共に対して功労のあるもの、とりわけ顕著な功績のある者に授与されるもので、宮下先生の長年にわたる活動と実績が評価されました。

事務局員あいさつ



青柳 弥生

4月から事務局でお世話になっている青柳弥生と申します。

入局当初は右も左もわからず無我夢中の日々でしたが、先生方や事務局の皆さんに色々と教えてもらい協力する中で、少しずつ慣れてきました。まだ、皆様にご迷惑をかけることもあるかと思いますが、お役に立てるよう頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



林 由美

4月からお世話になっております事務局の林由美です。

まだまだ解らぬこと、不慣れなことが多く先生方にはご迷惑をおかけしておりますが、一つ一つ覚えながら頑張っていきたいと思います。

一日でも早く皆様に貢献できるよう努めて参りますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



矢野 智紅

6月より事務局にお世話になっている矢野です。

毎日が新鮮で、局長はじめ青柳さん林さんに教えてもらうことばかりです。

事務局員として、早く先生方のお役に立てられるようになればいいなと思っています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

新入会員のご紹介

New Face

令和 2 年 6 月 30 日現在
会員数 352 名



中澤 茂樹

甲府南支部
令和 2 年 2 月 1 日入会
▶事務所：甲府市太田町 1 番 1 号
▶TEL：(055) 235-0234

この度、山梨県行政書士会に入会させていただきました中澤茂樹と申します。実務も知識もまだまだ不足していますが、地域の皆様に信頼される行政書士と成れるよう精進して参りたいと思います。諸先輩の皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致します。



加藤 宗一

東部・富士五湖支部
令和 2 年 4 月 2 日入会
▶事務所：都留市井倉 85 番地 1
▶TEL：(0554) 43-4901

この度山梨県行政書士新規会員として入会させて頂きました加藤宗一と申します。今後は地域の皆様にお役に立てるように精進していく所存でございます。皆様のご指導ご鞭撻の程をよろしくお願ひ申し上げます。



岸 優美

甲府南支部
令和 2 年 5 月 15 日入会
▶事務所：中央市下河東
3026 番地 22
▶TEL：(055) 287-6922

この度、山梨県行政書士会に入会致しました、岸優美（きしゆうみ）と申します。町の身近な法律家として地域の方々のご相談、そして若い世代からベテラン世代の事業主様の経営のお助けができるよう、丁寧親切を理念に、日々精進して参ります。諸先輩方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。



平山 恵一

岐西南支部
令和 2 年 5 月 15 日入会
▶事務所：南アルプス市小笠原
307-5 1F1 号室
▶TEL：090-9803-3075

依頼者様の悩みの解決や笑顔のお役に立てるよう日々学び、努力を積み重ねてまいります。諸先輩方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。大事にしている言葉は「急かば回れ」です。一見遠回りと思える方法が解決に一番近道であることも多いので、丁寧に業務を進めていきたいです。



山口 治信

東部・富士五湖支部
令和 2 年 3 月 1 日入会
▶事務所：富士吉田市下吉田 6-18-47
小山田ビル 204 号
▶TEL：(055) 25-7621

3 月に入会させて頂きました山口治信と申します。昨年の大晦日まで東京で会社員とし勤務しておりました。東京会に入会しておりましたがほとんど行政書士業務はしておりませんでした。会社員と行政書士を両立させようとも考えましたが両立は困難であり、甘い考えでは依頼されたお客様にご迷惑をかけてしまいます。定年を機に山梨に戻り行政書士に専念することにしました。今後は行政書士として社会に貢献できるよう精一杯頑張る所存です。何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ申し上げます。



吉川 秀香

甲府北支部
令和 2 年 5 月 1 日入会
▶事務所：甲府市山宮町
5010 番地 23
▶TEL：050-5370-4536

皆様初めまして。これからよろしくお願ひいたします。私は、主人の転勤がきっかけで山梨に来ました。山梨の良さを知り（果物・温泉・人・乗馬 etc.）、八ヶ岳が一望できる場所に家を建てました。この地に根ざし、行政書士として末永く業務を続けたいです。地道にコツコツ頑張りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願ひ申し上げます。



薬袋 泰夫

甲府南支部
令和 2 年 5 月 15 日入会
▶事務所：甲府市大里町 1545 番地
▶TEL：(055) 241-2838

この度、山梨県行政書士会に入会しました薬袋と申します。一日でも早く、地域の皆様のお役に立ちたいと思っています。業務の知識も不十分であるため、日々精進し安心して業務を依頼できる行政書士を目指します。諸先輩方のご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願ひ致します。



鈴木 邦彦

東部・富士五湖支部
令和 2 年 5 月 15 日入会
▶事務所：都留市古川渡 169 番地 2
▶TEL：(0554) 45-4488

この度、山梨県行政書士会に入会いたしました鈴木邦彦と申します。地域の方々のお役に立てるよう微力でありますが精進して参りたいと思っております。会員の皆様のご指導とご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

退会会員 (令和2年1月から) お疲れ様でした。

■若月 昇様 (峡東支部)

令和2年1月29日付退会

■小池友明様 (甲府南支部)

令和2年3月9日付退会

■定梶良美様 (峠西南支部)

令和2年3月9日付退会

■垣内行男様 (甲府南支部)

令和2年3月24日付退会

■渡辺和男様 (甲府南支部)

令和2年3月31日付退会

■中村雅夫様 (峠西南支部)

令和2年4月15日付退会

■加藤すみ子様 (峠西南支部)

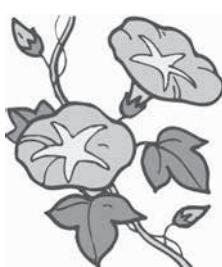
令和2年4月21日付退会

■石橋健様 (峡東支部)

令和2年4月30日付退会

編集後記

本号の発行作業は、新型コロナの影響下で始まりました。初回こそメンバーが集まって会議を実施しましたが、その後はZoomを利用したWeb会議も利用しながら難局を乗り切りました。これまでの常識が通用しない異常事態でした。アフターコロナの時代は、行政書士の仕事の在り方も大きく変わってくると思いますが、変化に強い士業でありたいとの思いが強くなりました。



山梨県行政書士会会報 第103号

発行日	令和2年8月1日
発行所	山梨県行政書士会
	〒400-0031 甲府市丸の内三丁目27番5号 山梨県行政書士会館 TEL 055-237-2601 FAX 055-235-6837
発行者	有賀一雄
編集者	岡安祐樹
印刷所	(有)平和プリント社 TEL 055-224-3315



行政書士賠償責任補償制度

東京海上日動
火災保険株式会社

行政書士業務における様々な「賠償事故」を補償し、事務所の健全な経営をサポート

新団体医療 補償制度

東京海上日動
火災保険株式会社

長期療養時の損失を補償
就業不能時の損失を補償
病気・ケガの入院を補償

加入者の方全員に医療相談等の付帯サービスをご提供

確定拠出年金・ 個人型

損害保険ジャパン
株式会社

対象:20歳以上60歳未満の国民年金に加入している方

詳しくはホームページをご覧ください <https://www.zengyodan.co.jp/>



全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL:03-6450-1622 FAX:03-6450-1623

株式会社全行団は日本行政書士会連合会及び地方協議会から出資を受けた行政書士の福利厚生、事務所運営サポートを目的とした営利法人です。

20-TC00076 2020年4月作成